

平成24年 第1回定例会

1 議事日程

3月14日（水曜日）午前10時開会

第3号

日程番号	議件番号	議 件 名
1		会議録署名議員の指名
2	議案第9号	士幌町国民健康保険病院事業の剰余金の処分等に関する条例案
3	議案第10号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
4	議案第11号	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例案
5	議案第12号	町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例案
6	議案第13号	士幌町町営住宅管理条例の一部を改正する条例案
7	議案第14号	士幌町児童館条例の一部を改正する条例案
8	議案第15号	士幌町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例案
9	議案第16号	士幌町認定こども園条例の一部を改正する条例案
10	議案第17号	士幌町介護保険条例の一部を改正する条例案
11	議案第18号	士幌町企業立地促進条例の一部を改正する条例案
12	議案第19号	指定管理者の指定について
13	議案第20号	指定管理者の指定について
14	議案第21号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
15	議案第22号	農業共済事業事務費賦課総額及び賦課単価を定めることについて
16	議案第23号	農業共済事業家畜共済危険段階共済掛金率等の変更について
17	議案第24号	監査委員の選任について
18	議案第25号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
19	議案第26号	平成24年度士幌町一般会計予算
20	議案第27号	平成24年度士幌町国民健康保険事業特別会計予算
21	議案第28号	平成24年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計予算
22	議案第29号	平成24年度士幌町介護保険事業特別会計予算
23	議案第30号	平成24年度士幌町介護サービス事業特別会計予算
24	議案第31号	平成24年度士幌町簡易水道事業特別会計予算
25	議案第32号	平成24年度士幌町公共下水道事業特別会計予算
26	議案第33号	平成24年度士幌町農業共済事業特別会計予算
27	議案第34号	平成24年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算

2出席議員（12名）

1番 秋間 紘一	8番 清水 秀雄
2番 飯島 勝	9番 中村 貢
3番 森本 真隆	10番 和田 鶴三

5番 細井 文次	11番 大西 米明
6番 出村 寛	12番 加藤 宏一
7番 服部 悦朗	13番 加納 三司

3欠席議員（0名）

4地方自治法121条の規定による説明のための出席者

町長	小林 康雄	教育委員長	力石 憲二
代表監査委員	大風 昭次		

5町長の委任を受けて出席した者

副町長	柴田 敏之	保健医療福祉センター長	山中 雅弘
会計管理者	太田 靖久	保健福祉課長	大森 三宜子
総務企画課長	後藤 忠義	病院事務長	渡辺 博文
町民課長	伊賀 淑美	特老施設長	波多野 義弘
建設課長	土生 明美	子ども課長	寺田 和也
産業振興課長	堀江 博文	消防署長	星屋 尚司

6教育委員長の委任を受けて出席した者

教育長	神野 光男	教育課長	柳谷 善弘
教育委員会参事	笠谷 直樹	高校事務長	金森 秀文
給食センター所長	成瀬 英二		

7農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長	道端 雄伸
------	-------

8職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	植田 廣幸	総務係長	仲山 美津子
------	-------	------	--------

9議事録

（午前10時00分）

	加納議長	ただいまの出席議員は12名であります。 定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
1		日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、11番、大西米明議員及び12番、加藤宏一議員を指名いたします。
2		日程第2、議案第9号「土幌町国民健康保険病院事業の剰余金の処分等に関する条例案」を議題といたします。 朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴 田 副 町 長 それでは、議案第9号 土幌町国民健康保険病院事業の剰余金の処分等に関する条例案でございます。

この条例につきましては、新規の制定であります。これは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律、いわゆる地域主権一括法により地方公営企業法が改正されたため、病院事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する規定について整備を図るために制定しようとするものでありまして、病院事業の運営につきましては地方公営企業法にのっとり経営しておりますが、この地域主権一括法により地方への裁量権を移譲することにより法律で規定していた利益及び資本剰余金の処分に関する条項が削除となったことによるものでありまして、これは今までどおりその規定をそのまま適用できるように新たに条例を制定しようとするものであります。

したがいまして、簡単に説明させていただきます。第1条につきましては、目的についての規定であります。

第2条につきましては、利益の処分等に関するものであります。損益勘定、要するに事業から生じた利益の処分について第1号、第2号により処分できるものと規定するものでありまして、第2項から第4項までにつきましても同様な内容となっております。

第3条につきましては、資本剰余金の処分等についての規定であります。資本勘定から生じた利益の処分について規定したものであります。

第4条につきましては、欠損の処理についての規定でありまして、利益を欠損金に処理をするときの順番を規定したものであります。

第5条は、委任の規定であります。

附則につきましては、平成24年4月1日とするものであります。

これらにつきましては、最初に説明しましたとおり、公営企業法からこれらの規定が廃止されたことによりまして、今までどおり同じように会計の処理ができるようにするために制定するものであります。

以上、簡単ですが、説明に代えさせていただきます。

加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。7番、服部議員。

服部議員 今お話があったこの民主党政権下で地域主権改革のことでこういう制定がされてきているというのは理解したのですが、実際にお話を聞くと、地域の実情を踏まえた条例を制定することによるというふうになっているのですが、中には従うべき基準が多くてなかなか実質的には条例制定権が拡充していないという、そういうお話も聞いたことがあるのですが、この条例以外にもこの後何条か出てくるのですが、実際にそのことについてのお考えをお聞かせいただきたいのですが。

加納議長 副町長。

柴 田 副 町 長 この地域主権一括法というのは、今ありましたとおり、民主党の政
権下によってそれぞれ制定されたものでありますけれども、これは国
の法令等によりまして地方へ義務づけしているもの、また枠組みして
いるものなどを見直すことによりまして国から地方公共団体へ権限を
移譲するものであります。これは、第1次から今は第2次まで来ている
のですけれども、昨年4月28日に第1次一括法が成立しております。
第2次につきましては、その次にありまして、公布が昨年8月
30日となっております、これ以降第4次ぐらいまでが予定されてい
るというふうに聞いております。平成24年度中にまたその部分が出て
くるわけですが、かなりの改正しなければならない条例の本数
がありますので、その部分はそれぞれ、準則にある部分もあるのです
けれども、国と地方というのは対等だという考え方になりますので、
そういったことで順次改正をしていこうと思っております。

加納議長 よろしいですか。7番、服部議員。

服部議員 実質的にやはり拡充しているという感覚はありますか。

加納議長 副町長。

柴 田 副 町 長 一応そういう趣旨でありまして、要するに国が地方への義務づけや
何かを廃止するというところでありますから、条例でその部分が自由な
裁量権与えられたということで横出しする条例だとか、そういうもの
も出てきますので、そういうものは拡充されたというふうに思ってお
ります。

加納議長 よろしいですか。

服部議員 はい。

加納議長 ほかに質疑ありませんか。

(な し)

加納議長 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(な し)

加納議長 討論なしと認め、これより議案第9号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

加納議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

3

日程第3、議案第10号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴 田 副 町 長 議案第10号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案で
ございます。

この条例案につきましては、平成24年度の職員等の給料の独自削減、
土幌町単独で実施する削減ですけれども、これに関する削減率の改定
に係る関係附則を改定しようとするものであります。

改正する条例につきましては、職員の給与に関する条例、それと一般職の任期付職員の採用等に関する条例の2つの条例をあわせて改正しようとするものであります。

改正の内容につきましては、一般職のうち管理職員及び任期つき職員につきましては従来平成23年度削減率が2.5%だったものを2%、管理職員以外につきましては1.25%の削減率から1%に改定をしようとするものであります。

説明資料で説明いたしますので、5ページをお開きください。今回は、独自削減のみの改正でありまして、附則の改正となります。第2条が給与の特例措置について規定したものでありまして、特例期間につきましては平成24年4月1日から平成25年3月31日までの1年間です。削減率が100分の98.75から100分の99に、それと5級、6級の職員、これは管理職でございますけれども、100分の97.5から100分の98に改定しようとするものであります。

次に、一般職の任期付職員の採用等に関する条例につきましても一般職の管理職と同様に100分の97.5から100分の98に改定しようとするものであります。特例期間につきましても同様であります。

議案のほうに戻っていただきまして、この条例の附則でございますけれども、施行時期を平成24年4月1日からとし、第2項につきましては時間外手当の適用について規定したものであります。

以上、簡単ですが、説明といたします。

加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。ございませんか。

(なし)

加納議長 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(なし)

加納議長 討論なしと認め、これより議案第10号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

4

[日程第4、議案第11号「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例案」](#)を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴田副町長 議案第11号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

この条例につきましても議案第9号と同様に地域主権一括法によるもので、地方公共団体の財産の健全化に関する法律、つまり上位の法律が改正することによってこれに国を対象にするというものであります。

	<p>資料の7ページをごらんいただきたいと思います。財産の譲渡等について、現行では地方公共団体などでありましたけれども、これに国を追加するものであります。第3条、第4条、第6条、第7条とも同じであります。</p> <p>議案に戻っていただきまして、附則であります。これにつきましては、公布の日から施行しようというものであります。</p> <p>以上、簡単ですけれども、説明といたします。</p> <p>説明が終わりましたので、これより質疑を許します。ございませんか。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>討論なしと認め、これより議案第11号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第5、議案第12号「町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。</p>
柴 田 副 町 長	<p>議案第12号 町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例案でございます。</p> <p>この条例改正につきましても9号、11号と同じように地域主権一括法によるものでありまして、土地改良法の改正によりまして土地改良事業の経費の賦課徴収業務を行うために改正をしようとするものであります。</p> <p>資料の9ページをお開きください。これは、それぞれ土地改良法の改正によりまして、その引用条項が変わるために、第1条では土地改良法の96条の4を第96条の4第1項に、第3条では第113条の2第2項を第113条の2第3項に、4条では第96条の4を第96条の4第1項に、49条の第1項を第88条第1項に改正しようとするものであります。</p> <p>議案に戻っていただきまして、附則でございます。これにつきましても公布の日から施行しようとするものであります。</p> <p>以上、簡単ですけれども、説明といたします。</p> <p>説明が終わりましたので、これより質疑を許します。ございませんか。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>討論なしと認め、これより議案第12号を採決いたします。</p>

		<p>本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
6	加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第6、議案第13号「土幌町町営住宅管理条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。</p>
	柴田副町長	<p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。</p> <p>議案第13号 土幌町町営住宅管理条例の一部を改正する条例案でございます。</p> <p>この条例改正につきましても同様に地域主権一括法によるもので、町営住宅にかかわる入居資格を継続するために改正しようとするものであります。</p> <p>資料の11ページをごらんください。入居者の資格について、入居者の収入金額の限度を規定しているわけですが、これは今までは公営住宅法施行令により規定していたものであります。これを地域に裁量権を与えるということで、条例に金額を明示することとしたものであります。ただ、今回改定しようとする金額につきましては、公営住宅法施行令で規定されていた金額をそのまま準用するものであります。その金額をそのまま条例に明記したものであり、額の変更はありません。それぞれアンダーラインの箇所について記載のとおり改正しようというものであります。</p> <p>議案に戻っていただきまして、附則でございますけれども、これにつきましては平成24年4月1日から施行しようとするものであります。</p> <p>以上で説明を終わらせていただきます。</p>
	加納議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を許します。</p> <p>(な し)</p>
	加納議長	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
	加納議長	<p>討論なしと認め、これより議案第13号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
	加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
7		<p>日程第7、議案第14号「土幌町児童館条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。</p>
	柴田副町長	<p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。</p> <p>議案第14号 土幌町児童館条例の一部を改正する条例案でございます。</p> <p>この条例改正につきましては、上居辺へき地保育所、エコ交流館の</p>

完成に伴いまして旧へき地保育所、児童館の取り壊しによりましてこの児童館の条例を廃止しようとするものであります。

資料の12ページをごらんいただきたいと思います。第2条の名称及び設置場所の後段の部分に上居辺児童館という部分がありますが、それをなくしまして、この2条全文を改めようとするものであります。これによりまして、下居辺児童館のみということになるものであります。

議案に戻っていただきまして、附則についてでありますけれども、公布の日から施行しようとするものであります。

以上で説明終わらせていただきます。

加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。ございませんか。

(な し)

加納議長 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(な し)

加納議長 討論なしと認め、これより議案第14号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

加納議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

8

[日程第8、議案第15号「土幌町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例案」](#)を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴田副町長 議案第15号 土幌町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

この条例改正につきましては、国の定める保育所徴収金基準額表の改定によりまして徴収金基準額の一部を変えようとするものであります。

資料の13ページ、14ページをごらんいただきたいと思います。この別表の全部を改正しようとするものであります。改正する部分につきましては14ページの備考のところの1行目、2行目の部分でありますけれども、現行の右の表につきましては日の属する月の初日という部分を年度の初日の前日に変えようとするものであります。今まで保育料の算定が誕生月での満年齢で算定しておりましたが、誕生月で保育料が変更となる場合があります。これにつきまして年度の初日の前日、つまり3月31日での年齢の変更にしようとするものであります。

議案の11ページをお開きください。附則につきましてであります。附則につきましては、平成24年4月1日から施行しようとするものであります。

以上、簡単ですけれども、説明といたします。

	加納議長	説明が終わりましたので、これより質疑を許します。ございませんか。 (な し)
	加納議長	質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。 (な し)
	加納議長	討論なしと認め、これより議案第15号を採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。 (異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
9		日程第9、議案第16号「土幌町認定こども園条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。
		朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。
	柴 田 副 町 長	議案第16号 土幌町認定こども園条例の一部を改正する条例案でございます。 この条例改正につきましても、先ほどと同じように国の定める保育所徴収金基準額表の改定によるものであります。 資料で17ページ、18ページになりますけれども、ごらんください。改定する部分につきましては、18ページの備考中のところで、これも同じように日の属する月の初日を年度の初日の前日に変えようとするものであります。 内容につきましては、議案第15号と同様なため、説明は省略させていただきます。 議案の14ページをお開き願いたいと思います。施行日ですけれども、附則で同様に平成24年4月1日から施行しようとするものであります。 以上で説明を終わらせていただきます。
	加納議長	説明が終わりましたので、これより質疑を許します。ございませんか。 (な し)
	加納議長	質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。 (な し)
	加納議長	討論なしと認め、これより議案第16号を採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。 (異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
10		日程第10、議案第17号「土幌町介護保険条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。
		朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴 田 議案第17号 土幌町介護保険条例の一部を改正する条例案でございます。
副 町 長

本条例案につきましては、平成24年度からの第5期介護保険事業計画の実施に伴いまして介護保険の保険料を改定しようとするものであります。

資料で説明いたしますので、21ページをお開きください。第2条の保険料率を改正しようとするものでありまして、期間につきましては平成24年度から平成26年度までの3年間とするものであります。率につきましては、同条の第4号のところをごらんいただきたいと思っておりますけれども、ここの4万8,000円を5万7,600円に、1カ月当たり4,000円を4,800円、月額では800円上げようとするものであります。

本町の場合は、特別養護老人ホームや今後開設します小規模多機能施設等の施設が多いとともに、高齢者率がそれぞれ1%上がるなど、保険料にはね返る要素が多いという部分がありまして、基金からの繰り入れを見込んでの保険料の改定であります。

附則についてでございますけれども、議案に戻っていただきまして、附則の時期については第1条で平成24年4月1日から施行するものであります。

第2条については、3年間の保険料の特例について規定をするものでありまして、資料の23ページをもう一度ちょっとお開き願いたいと思います。この表に新設というところがありますが、これは第2段階と第3段階の間に住民税が非課税で合計所得が80万円以上120万円未満の方についての新たな区分を設けたものです。これは、基準額の0.65ということで新設をいたすものでありまして、これによって区分を細分化することでこのランクの方については負担が軽減されるということになります。また、第4段階の軽減というところがありますけれども、ここは前回の改正時に新たにふえた部分でありますけれども、これはそのまま継続しようとするものであります。基準額0.9については変わりありません。

議案に戻っていただきまして、附則の第3条でございますけれども、適用区分についての規定であります。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。8番、清水議員。

清水議員 ただいま説明をいただきましたので、若干質問をさせていただきます。

基準額4,000円を20%引き上げて4,800円、年額にいたしますと5万7,600円に引き上げようと、20%もの大幅な引き上げになるわけがあります。この引き上げについても、私はどのようにしてこの引き上げを抑えるかという努力はされているということについては、この間あ

りました福祉計画を見させていただきましたが、それなりの努力はされているのだと思います。介護給付準備基金、これも繰り入れましたよと、財政安定化基金も、これは道から返還されるものですが、これも繰り入れましたということで4,800円に抑えたという努力はわかります。

ここでお尋ねしたいのですが、財政安定化基金ですが、これは道の基金ですから、3分の1が自治体に戻ってくるということです。これは、町が拠出したものですから当然のことなのですが、残りの3分の2がどういうふうにご利用されるかということがあると思うのですが、国としても大幅な介護保険料の引き上げになるということとを予測して、これを抑制するためにこの財政安定化基金を最大限活用しなさいというふうにご指導しているのです。この分の道の積立金になっている部分、このことについてどのように活用されているのかということについてお尋ねしたいのですが、わかりますか。

加納議長
大森保健
福祉課長

保健福祉課長。

保健福祉課長、大森より説明いたします。

財政安定化基金は、土幌町においては今まで積み立てている額が83万2,000円ございます。今回道のほうで交付されるのが548万5,920円ということになっております。道のほうが今どのようなものに使うかということなのですが、今私どもで把握している部分におきましては財政安定化基金の取り崩しを活用した事業の実施ということで地域包括ケア重点推進事業費に平成24年度当初予算額として1億1,072万1,000円、そのほか確定額は押さえておりませんが、特別養護老人ホーム等の整備に対する支援を拡充することとして老朽改善の支援を盛り込んだ予算案を提案していくというふうにとらえております。

以上でございます。

加納議長
清水議員

8番、清水議員。

今説明いただきましたけれども、土幌町が拠出した金額というのは836万円でしたか、本来ですとこれは全額戻ってきてもいいものではないですか。これ516万円が安定化基金から繰り入れられているわけですが、それはそれでいいのです。

私がお尋ねしたのは、道に残っている3分の2です。3分の2のうちの3分の1は、そのうちの2分の1は国に返還しなさいということになっているのです。そうですね。道の基金をどのように活用させるかということなのです。でも、先ほども申し上げましたように、国としてはそれはどのように使ってもいいというふうには、基本的にはそういうふうになっているはずなのです。ですから、それらも本来であれば道に求めるということをして、自治体としては住民の負担を軽減するために最大限の努力をすべきでないのかということとあります。もっと言えば、20%もの引き上げですから、非常に大きな負担求めるの

です。これだけではないのです。きのうも一般質問で伺いましたけれども、本当に今野田政権が進めようとしている税と社会保障の一体改革の中では負担を求めるばかりなのです、住民に対しては。そういう点で住民の負担を軽減するためにどのように努力するかということがあると思うのです。自治体によっては、一般会計から繰り入れて負担を抑えようというふうにしている自治体もあります。例えば土幌の場合、一般会計から繰り入れるとすれば、1,000万円余りを繰り入れるだけで200円軽減できるのです。これ516万円を繰り入れただけで100円軽減しているわけですから、200円軽減しようとするれば1,032万円あればできるわけです。私は、そういう努力をすべきだと、それが住民の福祉の向上に最大限努力する自治体としての役割ではないのかと、そのところを問いかけたいと思います。町長としてこれはどのように考えますか。

加納議長
小林町長

町長。

最初の財政安定化基金の内訳の話は、後ほど担当のほうからお答えをさせていただきたいと思いますが、今回引き上げになった介護保険料にかかわってでありますけれども、1つは構造的にいけば3年間の介護サービスの見返りでありますから、極端にいけばサービスを余りしなければ安く済むという、こういう構造になるのだと思いますけれども、今回の場合値上げになったのはこれまでも説明してきたとおり小規模多機能事業所ができたということと、それから先ほど言った高齢化等の中で4,800円でありますけれども、単純にいくと5,260円なのです、計算でいくと。それに先ほど言われた財政安定化基金を540万円繰り入れて5,260円、それから準備基金を2,130万円繰り入れて、3,300万円のうち2,100万円を繰り入れて4,800円としたところがありますけれども、それともう一つは3年たつとまた介護保険料の見直しをしなければならないということでもありますけれども、今回安くすれば、全部基金も取り崩してやれば、それは今回安くするけれども、次の3年後に改定するときにならぬのかということも考えなければならぬということでもありますけれども、それからもう一つ、今言いました一般会計からの繰り入れなのですけれども、保険事業でありますから一般会計からの繰り入れは安易にするなという国の指導もありますし、私どもやっぱり今の財政事情からいくと安易に一般会計から繰り入れることがどうかという、そういう考えもあっていろんな努力をしながら4,800円ということにしたのでありますけれども、サービスの提供と保険料の見返りということで介護保険を運営していくわけがありますけれども、それとあわせて将来的にどうするのかということを考えていかなければならないということでもありますから、そういうことをいろいろ考慮しながら今回決定したということをご理解をいただきたいと思っておりますし、あと財政安定化基金は積み立てをおろすので

す。もう一つは、借りるという方法もあるのです。積み立てがなくなれば、議会も視察に行ったときにあったと思うのですけれども、借入れをするのですけれども、今期で借入れすれば、次期の3年間で返済をしなければならないということになります。それは、次期の介護保険にはね返るということもありますから、そういう面では今期もそうなのでありますけれども、次期も安定的な経営をどうできるかということをお考えしながらこういう額にしたということをご理解いただきたいと思います。

加納議長
大森保健
福祉課長

保健福祉課長。

保健福祉課長、大森より回答します。

私が把握している情報でお答えさせていただきますが、国は昨年介護保険法を改正して保険料の上昇額を抑えるために12年度に限って基金取り崩しを認めたということになります。市町村への返還分は、改正法に基づいて保険料の上昇の抑制に充てられます。国と道への分の使い方については、法的に定められておりません。道内の自治体からは、道に返還される部分についても保険料抑制のために市町村に交付してほしいという声は上がっていましたが、道のほうは交付しても抑制効果は限定的だということで道内の介護体制の基盤強化を、つまり施設の整備を優先することとしたというふうにとらえております。

以上でございます。

加納議長

ほかにございませんか。

(な し)

加納議長
清水議員

質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。8番、清水議員。ただいま議案として審議されております議案第17号 土幌町介護保険条例の一部を改正する条例案について、反対討論を行います。

本案は、介護保険料を基準額月額4,000円を4,800円にしようとするものであります。年額では、4万8,000円から5万7,600円に引き上げようとするものであります。先ほど質疑の中でも明らかにされましたように、20%の大幅な引き上げとなるものに対して町民にどのように軽減するか、これが今自治体に問われているところであります。最小限に抑えるためには、自治体によっては一般会計からの繰り入れによって引き上げを抑制するという自治体もあらわれています。先ほどの町長の答弁では、保険会計に対しての一般会計からの繰り入れについてはいかがなものかということもお話をされておりますが、しかし福祉の向上を旨とする自治体としてはそのような措置をとってでも住民の福祉の向上のために努力するという姿勢があつてしかるべきだというふうにお考えのものであります。しかるに、本案についてはそのような努力もなしに国の指導に基づいて条例の改正を行うという安易な形での条例改正については反対であります。

議員各位の賛同をお願いして反対討論を終わります。

加納議長 加藤議員	<p>12番、加藤宏一議員。</p> <p>ただいま議題となっております議案第17号 土幌町介護保険条例の一部改正につきまして、清水議員の反対討論に対し、私は賛成の立場で討論を行います。</p> <p>今回条例の一部を改正する介護保険制度の趣旨は、介護の必要な方を皆で支える皆保険であり、高齢化社会により介護サービス受給者が増加することはやむを得ないことです。このような状況で第5期介護保険事業を策定し、第5期介護保険料の基準額を設定されましたが、国は介護報酬の増額改定や第1号被保険者の負担割合の増額、土幌町においては平成23年度に建設した混合型グループホームの利用者、さらには平成24年度から供用開始となる小規模多機能型居宅介護施設の増床などに伴い施設介護サービス、在宅介護サービス利用者の増加が見込まれ、今回の介護保険料の改定は必要であると認識いたします。しかし、増額にあっても介護保険料の所得段階を細分化し、低所得者への配慮や財政安定化基金、介護給付費準備基金の取り崩しなど、保険料の基準額引き下げのための負担軽減が図られ、配慮されております。今回の条例の一部改正は、適切な処置であると理解し、賛成するものであります。</p>
加納議長	<p>以上、議員各位のご理解と賛同いただきますようお願いし、賛成討論といたします。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p>
加納議長	<p>これをもって討論を終結します。</p> <p>これより議案第17号を起立により採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(賛成者起立)</p>
1 1	<p>加納議長 起立多数であり、よって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p style="color: blue;">日程第11、議案第18号「土幌町企業立地促進条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。</p>
柴 田 副 町 長	<p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。</p> <p>議案第18号 土幌町企業立地促進条例の一部を改正する条例案でございますが、17ページの説明にありますとおり、産業の振興及び雇用の促進を図るために企業立地に係る奨励金の額等を改定しようとするものであります。</p> <p>それでは、説明資料で説明させていただきますので、24ページをお開きください。第2条第1項第6号イを事業所の新設又は事業所の拡張に伴い雇用する者であることに改めまして、エの定めのないの次に常時雇用するを加えるものであります。</p> <p>第3条第1項第1号中、固定資産税を投下固定資産総額に係る固定資産税に改め、第2号の雇用奨励金で1回当たり10万円を36万円に、</p>

限度額1,000万円を単年度当たり1,800万円に改め、25ページの第3項、奨励金の交付基準を固定資産税の最終納期に合わせまして11月30日にしようとするものであります。

第5条は、条文を全部改正し、奨励金の交付期間を規定し、第1項では立地奨励金について固定資産税の課税免除に関する条例の課税免除の適用を3年とするものでございますが、その翌年から2年以内の期間について奨励金を交付しようとするものでございますが、これにつきましては従来どおりの内容で変更がありません。

また、第2項では、雇用奨励金について交付期間を3年以内にするものとしております。

別表につきましては、全部改正し、事業者の指定要件のうち従業員数に関する要件として2人以上あるいは5人以上と規定しておりましたが、企業立地法の要件では従業員数がないため要件緩和のために削除しようとするものであります。

これらの改正によりまして、雇用奨励金は現行では1人1回当たり10万円、限度額1,000万円であったものを改正後1人36万円で、単年度限度額を1,800万円、これは50人分でございますけれども、交付期間を3年に改定しようとするものであります。

それでは、議案の17ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この条例の施行日につきましては公布の日としようとするものであります。

さらに、本町は現在工業団地を有しておりませんが、農業関連の製造業など企業立地を今後とも促進していこうとするものであります。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。8番、清水議員。

清水議員 これについて説明された中で考えられることは、今後3年間、例えばこの対象になる企業というのはありますか、現在。想像するところでは、ホクレン飼料かなというふうに考えますが、例えばあのホクレン飼料工場でこの対象でどれぐらいの奨励金が必要となりますか。

加納議長 副町長。

柴田副町長 現在ホクレン飼料にかかわりましては、町内に居住する従業員数につきましては26名でございますので、その36万円分でございます。総額で936万円です。

加納議長 よろしいですか、清水議員。

清水議員 はい。

加納議長 ほかにございませんか。

(なし)

加納議長 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。討論ございませんか。

		(な し)
	加納議長	討論なしと認め、これより議案第18号を採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。
		(異 議 な し)
1 2	加納議長	異議なしと認め、よって本案は原案のとおり可決されました。 日程第12、議案第19号「指定管理者の指定について」 を議題といたします。
		朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。
	柴 田 副 町 長	議案第19号 指定管理者の指定についてでございます。 これは、土幌町いきいきデイサービスセンターに係る指定管理者の指定について、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。
		今回指定する施設の名称につきましては、土幌町いきいきデイサービスセンター、ケアハウスに併設する施設であります。指定管理者につきましては、社会福祉法人土幌愛風会に引き続き指定をしようとするものであります。指定の期間につきましては、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間であります。
		以上で説明といたします。
	加納議長	説明が終わりましたので、これより質疑を許します。ございませんか。
		(な し)
	加納議長	質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。
		(な し)
	加納議長	討論なしと認め、これより議案第19号を採決いたします。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
1 3		日程第13、議案第20号「指定管理者の指定について」 を議題といたします。
		朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。
	柴 田 副 町 長	議案第20号 指定管理者の指定についてでございます。 これは、下居辺交流施設及び土幌町農民健康増進施設に係る指定管理者の指定について、同じく地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。
		今回指定します施設の名称につきましては、下居辺交流施設及び土幌町農民健康増進施設でありまして、指定管理者につきましては株式会社ベリオール代表取締役、山中峰義であります。指定の期間につきましては、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間であります。

	加納議長	<p>以上で説明いたします。</p> <p>説明が終わりましたので、これより質疑を許します。ございませんか。</p> <p>(な し)</p>
	加納議長	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
	加納議長	<p>討論なしと認め、これより議案第20号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
1 4	加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第14、議案第21号「北海道市町村総合事務組合規約の変更について」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。</p>
	柴田副町長	<p>議案第21号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてでございます。</p> <p>これは、上砂川町の砂川地区広域消防組合への加入によりまして、消防関係の共同処理に関する事務について砂川広域消防組合において取り扱うことに伴いまして、北海道市町村総合事務組合規約の別表2の共同処理する団体の変更について議決を求めようとするものであります。</p> <p>別表2の1から上砂川町を削る内容であります。</p> <p>附則の施行時期ですけれども、総務大臣の許可の日からであります。</p> <p>以上で説明いたします。</p>
	加納議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を許します。ございませんか。</p> <p>(な し)</p>
	加納議長	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
	加納議長	<p>討論なしと認め、これより議案第21号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
1 5	加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第15、議案第22号「農業共済事業事務費賦課総額及び賦課単価を定めることについて」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。</p>
	柴田副町長	<p>議案第22号 農業共済事業事務費賦課総額及び賦課単価を定めることについてでございますけれども、この賦課金につきましては毎会計年度町が共済事業を行うために必要とする事務費に充てる費用として</p>

	<p>共済加入者に賦課金を賦課するものであります。</p> <p>毎年この第1回定例会において議決をいただいております、農業共済条例第5条第2項の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>1の賦課総額は6,073万円で、平成24年度農業共済会計業務勘定の当初予算に計上している金額でございます。</p> <p>2の賦課単価につきましては、(3)の畑作物共済割りの⑫でカボチャの単価、これを加入面積10a当たり70円に新たに設定しようとするもので、これ以外につきましてはすべて前年度と同額のものとなっております。</p> <p>以上で説明を終わらせていただきます。</p>
加納議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を許します。ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
加納議長	<p>質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>(なし)</p>
加納議長	<p>討論なしと認め、これより議案第22号を採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
16	<p>日程第16、議案第23号「農業共済事業家畜共済危険段階共済掛金率等の変更について」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。</p>
柴田副町長	<p>議案第23号 農業共済事業家畜共済危険段階共済掛金率等の変更についてでございますが、乳用成牛及び肥育用成牛の危険段階共済掛金率等を変更いたしたく議決を求めるものでございます。</p> <p>今回の変更につきましては、農業共済条例第62条第2項の規定に基づいて毎年度の議会で議決をいただいております変更についての提案でございます。</p> <p>議案の23ページから32ページまでに設定表などを掲載しておりますが、加入者間の公平を図るため、平成24年度の見込み共済金額や過去3カ年の事故率をもとに共済掛金率を設定させていただいております。</p> <p>まず、乳用成牛でありますけれども、23ページには事故除外しないオールリスクの場合の標準率等の設定表、それから24ページには事故除外1号の場合の標準率等設定表、25ページには死廃の標準率等計算表、26ページには死廃の危険段階整理表、27ページには病傷の標準率等計算表、28ページには病傷の危険段階整理表をそれぞれ記載しております。</p>

	<p>次に、肥育用成牛でありますけれども、29ページに事故除外しないオールリスクの場合の標準率等設定表、30ページは事故除外1号の場合の標準率等設定表、31ページには死廃の標準率等計算表、32ページには死廃の危険段階整理表をそれぞれ掲載をしております。</p> <p>それでは、資料で27ページをお開き願います。新旧共済掛金標準率等の比較一覧表を掲載しております。27ページには今回提案の乳用成牛の平成24年度の適用率、28ページには平成23年度の適用率を掲載しております。前年度同様、共済掛金率（甲）では死廃部分で9段階、病傷部分は甲及び乙を3段階で設定するものであります。</p> <p>29ページには肥育用成牛の平成24年度適用率、それから30ページには平成23年度適用率をそれぞれ掲載しております。前年度同様、共済掛金率（甲）では死廃部分で5段階設定したものであります。</p> <p>なお、家畜共済の危険段階共済掛金率等の変更につきましては、議会の議決を経た上で北海道に認可の申請をすることになっております。</p> <p>以上で説明を終わらせていただきます。</p>
加納議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を許します。ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（な し）</p>
加納議長	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p style="text-align: center;">（な し）</p>
加納議長	<p>討論なしと認め、これより議案第23号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異 議 な し）</p>
加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
17	<p>日程第17、議案第24号「監査委員の選任について」を議題といたします。</p>
小林町長	<p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。町長。</p> <p>議案24号は、監査委員の選任であります。</p> <p>地方自治法196条の規定により、議会の同意を求めようとするものであります。</p> <p>現代表監査委員であります大風昭次氏が3月31日の任期満了をもって退任されるということになりましたので、新たに監査委員を選任しようというものでありますけれども、記載のとおり、字士幌西2線171番地56、佐藤宣光氏であり、前の総務企画課長であります。</p> <p>選任同意賜ることをお願い申し上げまして、提案理由の説明に代えさせていただきます。</p>
加納議長	<p>質疑、討論を省略し、これより議案第24号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり同意することに異議ありませんか。</p>

		(異議なし)
18	加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。</p> <p>日程第18、議案第25号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。</p>
	小林町長	<p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。町長。</p> <p>議案第25号は、固定資産評価委員会委員の選任についてです。</p> <p>地方税法423条の3項の規定により、議会の同意を求めるものでありますけれども、記載のとおり、吉田孝章氏が5月21日で任期になるものでありますけれども、引き続き再任をしようとするものであります。</p> <p>同意賜ることをお願い申し上げまして、提案理由の説明にさせていただきます。</p>
	加納議長	<p>質疑、討論を省略し、これより議案第25号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり同意することに異議ありませんか。</p>
	加納議長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり同意することに可決されました。</p> <p>ここで11時15分まで休憩といたします。</p>
		<p>午前11時00分 休憩</p> <p>午前11時15分 再開</p>
19・20 21・22 23・24 25・26 27	加納議長	<p>休憩前に引き続き会議を再開いたします。</p> <p>日程第19、議案第26号「平成24年度土幌町一般会計予算」</p> <p>日程第20、議案第27号「平成24年度土幌町国民健康保険事業特別会計予算」</p> <p>日程第21、議案第28号「平成24年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計予算」</p> <p>日程第22、議案第29号「平成24年度土幌町介護保険事業特別会計予算」</p> <p>日程第23、議案第30号「平成24年度土幌町介護サービス事業特別会計予算」</p> <p>日程第24、議案第31号「平成24年度土幌町簡易水道事業特別会計予算」</p> <p>日程第25、議案第32号「平成24年度土幌町公共下水道事業特別会計予算」</p> <p>日程第26、議案第33号「平成24年度土幌町農業共済事業特別会計予算」</p> <p>日程第27、議案第34号「平成24年度土幌町国民健康保険病院事業会</p>

計予算」

仲 山
総務係長

以上9件を一括議題といたします。

職員に朗読させます。

なお、予算書の各表の朗読は省略し、議案書のみ朗読いたします。

議案第26号 平成24年度士幌町一般会計予算。

地方自治法第211条第1項の規定により、平成24年度士幌町一般会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第27号 平成24年度士幌町国民健康保険事業特別会計予算。

地方自治法第211条第1項の規定により、平成24年度士幌町国民健康保険事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第28号 平成24年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計予算。

地方自治法第211条第1項の規定により、平成24年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第29号 平成24年度士幌町介護保険事業特別会計予算。

地方自治法第211条第1項の規定により、平成24年度士幌町介護保険事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第30号 平成24年度士幌町介護サービス事業特別会計予算。

地方自治法第211条第1項の規定により、平成24年度士幌町介護サービス事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第31号 平成24年度士幌町簡易水道事業特別会計予算。

地方自治法第211条第1項の規定により、平成24年度士幌町簡易水道事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第32号 平成24年度士幌町公共下水道事業特別会計予算。

地方自治法第211条第1項の規定により、平成24年度士幌町公共下水道事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第33号 平成24年度士幌町農業共済事業特別会計予算。

地方自治法第211条第1項の規定により、平成24年度士幌町農業共済事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第34号 平成24年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算。

地方公営企業法第24条第2項の規定により、平成24年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算を、別案のとおり提出する。

以上でございます。

加納議長

お諮りします。

ただいま議題としている議案第26号から議案第34号までの各会計予算審査については、説明及び質疑を省略し、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の権限を同委員会に委任し、付託の上、審査することにしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

異議なしと認めます。

よって、議案第26号から議案第34号までの平成24年度各会計予算案9件は、議長を除く全議員で構成する予算審査特別委員会を設置して、同委員会に地方自治法第98条第1項の権限を委任し、付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで一たん本会議を休会し、休会中に予算審査特別委員会を開催し、付託案件の審査をすることにしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

異議なしと認めます。

よって、委員会審査が終了するまで休会とすることに決定いたしました。

引き続きこの場所において予算審査特別委員会を招集します。

本日の本会議はこれにて散会します。

(午前11時21分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員